

第四十四回帝國議會
衆議院

裁判所構成法中改正法律案外一件(裁判所構成法中改正法律案) 委員會會議錄(速記)第三回

會議

大正十年三月二十五日午前十一時三十五分開議

出席委員左ノ如シ

- 戸水 寛人君 宮古啓三郎君 高橋 辰二君
 - 塚原 嘉藤君 鳩山 一郎君 岩崎幸治郎君
 - 原 夫次郎君 水野吉太郎君 野田文一郎君
 - 横山金太郎君 高柳覺太郎君
- 出席政府委員左ノ如シ

司法次官 鈴木喜三郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

裁判所構成法中改正法律案

定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル法律案
○委員長(戸水寛人君) ソレデハ會議ヲ始メマス

○高柳覺太郎君 私ハ大體ニ於テ本案ニ賛成ヲスル者デアリマスガ、全然此貴族院ノ修正ノミニスルトモ少シク遺憾ニ感ジマスノデ、茲ニ修正意見ヲ提出致シマス、仍テ其要點ダケヲ申述ベマシテ、若シ其主意ガ御贊同ヲ得マスレバ、文案ハ委員長ニ一任シマスカ、但シハ自分カラ案ヲ具シマシテ更ニ御贊同ヲ得タイト思ヒマス、簡單デアリマスカラ大體修正ノ要點ダケヲ申述ベマス、第一ハ判檢事ヲ通ジテ定年ヲ六十五年ト修正シタイ、ソレハ原案ニハ六十五年、六十二年ノ區別ガアリマスガ、司法官ノ地位ニ依ッテ年齢ノ差別ヲシテアルト云フコトハ不適當デア

アル、斯様ニ信ジマス、學德並ビ高クシテモ田舎ノ區裁判所ニ終生居ル所ノ裁判官モアリマス、榮達ノ途ヲ得テ少壯ニシテ大審院長、檢事總長ニナル人モアル、其地位ニ依ッテ年齢ノ關係ニ影響ヲ及ボスコトハナイト思ヒマス、即チ身體精神ノ衰弱ヲ來ス程度ニ於テ、此位地ニ依ッテ關係ヲ來スベキモノデハナイト信ズルノデアリマス、判檢事全部ヲ通ジテ定年ヲ六十五年トスルト云フ修正ノ趣意デアリマス、第二ハ延長ノ期間ハ無制限トスル、即チ終身トスル、サウシテ終身ノ期間内ニ於テ或ル期間ヲ定メテ、判事ニ對シテハ總會ノ決議ニ依ル、檢事ニ對シテハ司法大臣

ノ意見ニ依ル、斯ウ云フコトデ以テ、延長ノ期間ヲ原案デハ五年、貴族院ノ修正案ニハ三年ニ修正サレテ居ルノデアリマスガ、之ヲ終身トスル、斯ウ云フ趣意デアリマス、其理由ハ七十四條ノ本條ニ於テ、兎ニ角六十二年、六十五年ト云フ老衰ノ年齢ノ極メテ、法律ノ犧牲ヲ以テ司法官ノ失職ヲ來スベキ所ノ結果トナルノデアリマス、之ヲ全體ニ及シテ總テ失職セシムルト云フコトハ、實際ト照シテ不當デアルト存ジマスノデ、ソレ故ニ原案ニ於テモ延長ノ期間ヲ但書ニ規定サレテ居ルノデアリマス、但書ニ於テ延長ノ期間ヲ規定サレルト云フ趣意ハ、即チ實際ニ於テ心身ノ衰弱ヲ來サザル者ニ對シテハ在職セシムルト云フ精神デアリマス、心身ノ衰弱ヲ來サザル者ニ對シテ在職セシムルト云フ以上ハ、其精神ノ衰弱ヲ來サナイト云フコトヲ又三年五年ト極メテ、此間ニ於テハ心身ノ衰弱ヲ來スベキモノデアルト云フ法律ノ犧牲ヲ設ケルノハ甚ダ殘酷デアアル、無謀デアルト思フノデアリマス、ソレ故ニ此但書ノ延長期間ハ終身トスル、斯ウ云フコトニ修正シタイノデアリマス、御贊同ヲ仰ギマス

○宮古啓三郎君 私ハ貴族院ノ修正通り可決スルヲ相當ト考ヘルノデアリマス、原案ト貴族院ノ修正トヲ較ベテ見マスレバ、多少遺憾ノ事ガアリマスケレドモ、此案ハ今日焦眉ノ急デアラウト思ヒマスシ、旁々會期ノ切迫デ、若シ面倒ガ起ルヤウナ事ガアリマシテハ、面白カラス事ニ相成リマスシ、斯ノ如キ必要ナル重大ナルモノデアリマスカラ、先ヅ貴族院ノ說ニ讓ッテ、此際ハ貴族院修正ノ通り可決シタイト思ヒマス、理由ニ就テハ別ニ申ス程ノ事モケリマセスカラ是ダケ申シテ置キマス

○横山金太郎君 私ハ本案ニ反對ヲ致スノデス、詰リ第一ハ本案ハ憲法違反デアアル、第二ハ我國現在ノ程度ニ於テ斯ノ如キ立法行為ヲ必要トシナイ、此二項ノ理由ニ依ッテ反對致シマス、詳細ハ本會議ニ於テ述ベマス

○宮古啓三郎君 只今ノ横山君ノ說ニハ反對デアリマスガ、反對ノ理由ハ本會議ニ於テ申上ゲマス
○野田文一郎君 横山君ニ賛成致シマス
(議論ハアリマセヌト呼フ者アリ)
○委員長(戸水寛人君) ソレデハ採決致シマス、サウスルト議論ハ三ツアル譯デアリマスカ、高柳君ノ修正案ニ賛成ノ方ガアリマスカ——無ケレバ動議ハ成立シマセヌ、ソレデハ横山君ノ原案反對說ニ賛成ノ方ハ起立
(賛成者起立)
○委員長(戸水寛人君) 二人、少數——念ノ爲メニ司法省カラ廻サレタ宮古君ノ賛成ノ案、此方モ起立ニ依ッテ決シマス、宮古君ノ說ニ賛成ノ方ハ起立
(賛成者起立)
○委員長(戸水寛人君) 多數、ソレデハ宮古君ノ提議ノ通りニ決シマス、是デ散會致シマス
午前十一時四十八分散會

大正十年四月二十二日印刷

大正十年四月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局